平成２７年（フ）第７５号
沖縄県沖縄市高原２丁目２番50号　メゾンＫ302号
債務者　土屋チエミ（旧姓上原・ガーナー）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第９８２号
横浜市磯子区上町２番10号　鈴音天神橋ハイツ202号
債務者　瑞金光子こと　金　　光子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９７号
横浜市旭区四季美台47番地27　スカイヒルＢ－102
債務者　小原　久人
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０１３号
横浜市都筑区茅ケ崎東４丁目13番41号　ビオ茅ケ崎201
債務者　星野　龍一
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１９６号
大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目３番12－402号
債務者　小平　清美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６０１号
大阪府高槻市大塚町３丁目22番11号
債務者　豊田　勝宗
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４８９号
千葉県柏市青田新田飛地字向割260番地２
破産者　株式会社サンエレック
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６１５号
神戸市須磨区青葉町１丁目２番11号
破産者　吉川　麻樹（旧姓藏本）
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３号
秋田県大館市長木川南193番地２
破産者　株式会社秋田ギフトセンター大館店
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１９１号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目22番10号
破産者　株式会社ＭＥＲＣＵＲＹ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２６号
横浜市神奈川区羽沢町1814番地
破産者　有限会社ウチダ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７６号
横浜市港南区芹が谷１丁目12番24号
破産者　有限会社ベルン
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
三重県松阪市西町2530番地２　ＷｅｓｔＰａｒｋ103
破産者　岡崎　榮子
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第２１号
山口県下関市東大和町１丁目３番１－1402号
破産者　有限会社天虎
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１２５３号
埼玉県川口市大字石神243番地の１
破産者　有限会社アンドーダイアモンドインク
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
千葉県柏市若柴227番地６　柏の葉キャンパス147街区　Ａ－1101号、開始決定時の住所千葉県柏市小青田191番地20　東74街区11
Ｏａｋたなか203
破産者　大竹　一幸
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７号
宮城県石巻市雄勝町上雄勝２丁目35番地
破産者　株式会社やなせ石油
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第７４９３号
東京都目黒区柿の木坂１丁目２－３－408、開始決定時の住所東京都目黒区青葉台１丁目28－１－1101
破産者　塩見　信吾
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部